

仕 様 書

1. 業務名

放送大学学園鉄塔モニュメント制作等業務

2. 業務概要

放送大学学園（以下「学園」という。）の放送・研究棟屋上で2018年まで使用されていた放送用鉄塔の保存部分（以下「鉄塔」という。）を加工したモニュメント及び設置台を制作、学園内の敷地に設置し、説明のための銘板を設ける。

3. 設置予定場所（別紙、位置図及びイメージは添付図1・2を参照のこと。）

放送大学学園本部 千葉県美浜区若葉2-1-1

4. 履行期限

令和6年3月22日

5. 業務内容・手順

- ・学園が提供する原案をもとに、設置する鉄塔端部の研磨などの安全処理、錆防止などの劣化防止処理方法、設置台の基礎設計などを行い、実施設計図・工程表などを作成し、学園に提出、承諾を得る。
- ・承認された実施設計書・工程表にしたがってモニュメントの制作・設置業務を行う。
- ・制作・設置完了後、学園による完了検査を受ける。
- ・成果書類を提出する。

6. 業務計画等

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに、必要な準備を行うものとする。なお、受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出し、承諾を得ること。

7. 実施設計図等について

- ・モニュメントの加工・設置の詳細については、学園と協議の上決定すること。
- ・モニュメントの加工・設置の実実施設計図は業務着手前に学園に提出の上、承諾を得ること。

8. 契約締結後の提出書類

請負事業者は契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

- ① 実施設計書 2部
- ② 工程表 2部
- ③ その他学園が必要に応じて求める書類 必要部数

9. モニュメント制作・設置等の施工について

- ・関係法令等を遵守するとともに、施工に関し、必要となる行政各機関との協議を行うこと。
- ・計画・施工にあたって、工程・施工方法・安全対策等について、事前に学園と協議の上十分な対策を講じること。
- ・請負事業者は、業務の実施にあたり、請負事業者の従業員を直接指揮命令する者（以下「現場責任者」という。）を1名以上選任し、任務に当たらせるものとする。

10. 業務完了の検査

- ・業務完了後、学園による完了検査を受け、承認を得ること。

11. 成果書類の提出

請負事業者は、業務完了にあたり、以下の書類を提出すること。

- ① 完了届 2部
- ② 完成図を含む業務報告書 2部
- ③ 加工前の鉄塔、加工後の鉄塔、モニュメント制作および設置の各工程の状況写真 2部
- ④ その他、学園が必要に応じ求める書類 必要部数
- ⑤ ①～④の電子データ 一式

12. 鉄塔の加工について

- ・鉄塔の概要については添付図1・2を参照すること。
- ・素材となる鉄塔は以下の保管業者と調整した上で、引き渡しを受けること。加工場所、設置場所への搬入・保管に際しては、十分な安全対策、養生を行い、いずれの工程においても鉄塔を破損・汚損・劣化することのないよう留意すること。万が一破損などの事故が発生した場合には速やかに学園に連絡し、指示をあおぐこと。

鉄塔保管業者 細見工業株式会社

東京都葛飾区小菅1-11-20

Tel. 03-3838-2121 Fax. 03-3603-1247

- ・鉄塔の端部は、見学者が触れても負傷することのないよう、加工処理を行うこと。円管の切断面は適切な素材で蓋をし、屋外設置に耐え得るよう、錆防止などの劣化防止処理を行うこと。設置時に水などが滞留しないよう適宜水抜き穴などをあけること。
- ・設置の際には、倒壊することのないよう、十分な強度を保った固定方法で固定すること。
- ・前記の加工・処理方法については事前に学園に施工案を提示し、承諾を得ること。

13. 設置台について

- ・設置台は学園の指定の場所に制作すること。
- ・鉄塔を保持する強度を有し、長年の展示に耐え得る素材で制作すること。
- ・基礎の設置、設置台の据付に際しては、大学構内の構造物・工作物・舗装などを傷つけないよう十分留意して養生などの対策を行うこと。施工上、既存施設の改変が必要と考えられる際には、事前に学園に協議し、承諾を得ること。
- ・基礎の設置に伴って既存植栽を撤去する場合には事前に学園に協議し、承諾を得ること。また、基礎設置のための掘削により生じた残土の処分は請負事業者が行うものとする。

14. 説明銘板の制作・設置について

- ・モニュメントの趣旨に沿った説明銘板（銘板部分400×550mm程度）を制作し、適切な配置で設置すること。文案は学園から提示する。
- ・ステンレスなどの耐久年数の長い素材を使用すること。

15. モニュメントの構造及び材質

- ・設置場所の条件や風水害、地震等の災害の発生も想定し、長年の使用、風雨、紫外線等に耐え得るものとする。
- ・安全性に十分配慮し、安易に倒壊、または損傷することのないような構造とすることはもちろん、近くを歩行している者等に危険が生じないよう必要な対策を施すこと。
- ・維持管理の容易なものとする。

16. 業務の再委託等

- ・業務の過程における安全対策について、一括して第三者に請け負わせたり、一括して第三者に再委託したりしてはならない。
- ・業務の一部を第三者に対して、請け負わせたり、再委託したりする場合、請負事業者は、あらかじめ、所定の事項について、学園に申請した上で、承認を得なければならない。

17. 著作権の帰属等

- ・制作したモニュメント、銘板の意匠に関する著作権（著作権法第21条、第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は学園に帰属する。
- ・広報にあたっては、学園の著作権名義で公表する。
- ・上記各項目は、許諾を得た第三者の権利の帰属に影響を及ぼさない。

18. 業務内容の変更等

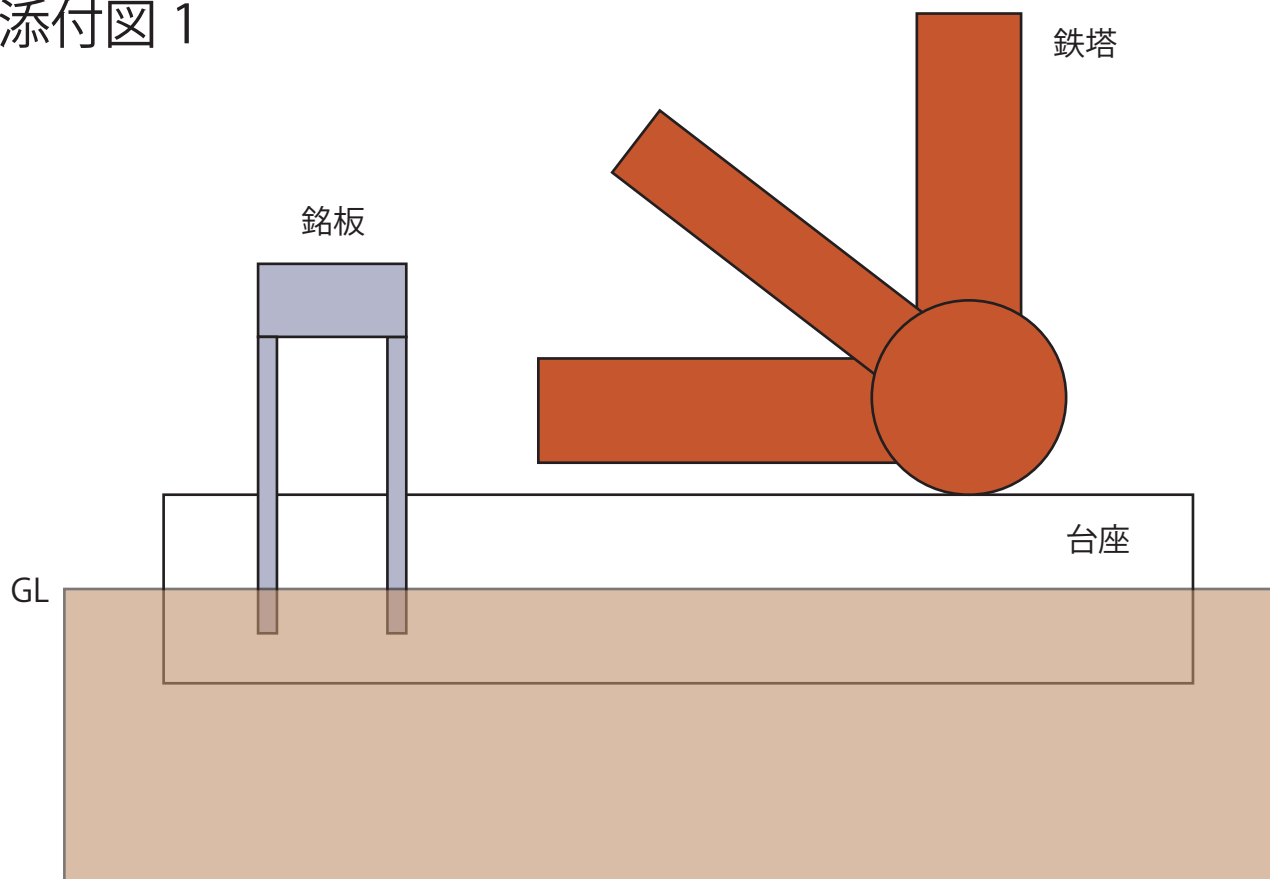
- ・本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負事業者の責任において履行するものとする。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

19. 請負代金の請求・支払い

請負事業者は完了検査に合格したときは、請負代金請求書により請負代金を学園に請求することができる。

学園は、適法な請求書受理後、40日以内に財務部経理課から支払うものとする。

添付図 1



鉄塔保存状況

添付図 2



鉄塔の概寸法
1550×1400×1550mm
推定重量
460 kg



放送大学学園構内設置予定場所

建物配置図



放送大学学園構内設置予定場所